

○大阪公立大学ロゴマーク使用承認基準

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪公立大学（以下「本学」という）のロゴマークの使用承認基準を次のとおり定めるものとする

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマーク及び寸法、色彩は、ロゴマーク使用ガイドラインのとおりとする

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、次に掲げる目的において使用することができる

- (1) 本学の教育、研究及び地域貢献活動に関すること
- (2) 本学の事業及び業務の遂行に関すること
- (3) 本学の知名度の向上やアイデンティティの確立に関すること
- (4) その他大阪公立大学学長（以下「学長」という）が特に必要と認めるもの

(使用手続き)

第4条 使用承認を受けようとする者は、ロゴマークの使用開始日の2週間前までに、申請書及び掲載予定原稿、見本等を学長あてに提出しなければならない

2 本学教職員及び学生がロゴマークを使用しようとするときは、第1号様式により事前に学長に申請しなければならない

3 前項に規定する以外の者がロゴマークを使用しようとするときは、第2号様式により事前に学長に申請しなければならない

4 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマーク使用ガイドラインを遵守することを前提として、申請書の提出は不要とする ※詳細は別表参照

- (1) 本学教職員および学生が名刺に使用する場合
- (2) 本学教職員および学生が封筒に使用する場合
- (3) 本学教職員および学生がプレゼンテーション用 PowerPoint に使用する場合
- (4) 本学教職員および学生がレターヘッドに使用する場合
- (5) 本学教職員および学生が学内のみに配布する資料、学会やポスター発表、それにかかるチラシ等に使用する場合
- (6) 既に使用承認を得たもので、デザイン変更は行わず年度など軽微な変更をする場合

(使用承認等)

第5条 学長は、前条第2項及び第3項の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする

- (1) 使用目的が第3条各号に掲げる基準に満たない場合
- (2) 本学の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合

- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (5) 申請者の個人的利益のために使用する場合
- (6) その他学長が適当でないと認める場合

(使用承認)

第6条 学長は、使用を承認することに決したときは、申請者に対しその旨を電子メールで通知する

2 使用にあつては、次に掲げる条件を付するものとする

- (1) 使用開始は使用を承認した日以後とし、使用は承認を得た範囲に限るものとする
- (2) 使用にあつて、本学は一切の経費を負担しないものとする
- (3) 当初の申請内容に変更が生じた場合は、直ちに文書により届け出ること
- (4) 当該事業終了後、速やかに実施報告（ロゴマークを使用した印刷物、物品（写真等でも可）を添付）を提出すること。但し、申請時に見本を提出済の場合は不要とする

(遵守事項及び禁止事項)

第7条 ロゴマークの使用にあつては、ロゴマークの品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) ロゴマークの形状及び寸法は改変しないこと
- (2) 本学の承認なしにロゴマークを第三者に使用させないこと
- (3) 申請時の使用目的を超えて使用しないこと

2 ロゴマークの使用に際する禁止事項は、「ロゴマーク使用ガイドライン」のとおりとする

(使用停止又は使用承認の取消し措置)

第8条 学長は、使用承認を受けロゴマークを使用する者（以下「使用者」という）がこの要項に違反し、若しくはその趣旨に反すると認められるとき、又は次のいずれかに該当するときは、使用者に対してロゴマークの使用の停止又は使用承認の取消し措置をとることができる

- (1) 当該使用承認申請書等の内容に虚偽があったとき
- (2) 実施内容が申請内容と著しく異なるとき
- (3) 本学が付する当該使用承認の条件に違反したとき
- (4) その他、使用させることが不適切と認めるとき

(事務)

第9条 この要項の運用に係る事務は、広報課において処理する

(特記事項)

第10条 申請者がロゴマークを使用した物品等を販売することによって、相当額の収入を得る可能性がある場合は、使用料等について別途協議を行うものとする

(施行細目)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める

附 則

この要項は、2021 年 6 月 14 日から施行する

(2022 年 7 月 29 日改訂)

【別表】 使用承認申請不要の制作物について

※必ずロゴマーク使用ガイドラインを遵守してください

	項目	注意事項、よくある問い合わせに対する回答
(1)	名刺	・ロゴマーク使用ガイドラインに掲載されているテンプレートの名刺は、大学生協で発注いただけます ・テンプレート以外の名刺を制作される場合も申請書の提出は不要です
(2)	封筒	・ロゴマーク使用ガイドラインに掲載されているテンプレートの封筒データ (ai 等) は、必要に応じて広報課から提供します ・テンプレート以外のデザインの封筒を発注される場合も申請は不要ですが、封筒の紙色によってはロゴに影響しますので、特にご注意ください<NG 例> ・水色の封筒に透過している png データを使い、水色のシンボルマークになってしまった ・印刷会社に一色刷りを指定したものの、黒以外を指定したためシンボルマークも規程色ではないものになってしまった
(3)	PowerPoint	・公開済のテンプレートを使わず、PowerPoint でプレゼンテーションを作成される場合も申請書の提出は不要です
(4)	レターヘッド	・公開済のテンプレートを使わず、レターヘッドを作成される場合も申請書の提出は不要です